

令和 6 年度
定期監査結果報告書
(第 3 号)

袋井市監査委員

目 次

	ページ
1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の主な実施内容	1
5 監査の実施場所及び実施日	1
6 監査の結果	1
7 監査所見	2

令和6年度 定期監査結果報告（第3号）

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

袋井東、袋井西、袋井南及び浅羽南コミュニティセンターにおける令和6年11月末日現在の事務事業の執行状況、現金の取扱状況及び備品の管理状況を対象とした。

3 監査の着眼点

コミュニティセンターの財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合规性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、事業の運営管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

4 監査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、各コミュニティセンターにおいて、関係職員から事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

5 監査の実施場所及び実施日

監査対象施設	実施日	実施場所
袋井東コミュニティセンター 袋井西コミュニティセンター 袋井南コミュニティセンター 浅羽南コミュニティセンター	令和7年1月31日	監査対象施設

6 監査の結果

監査の対象となった事務事業の執行状況は、概ね適正に執行されているものと認められたが、次に述べる所見に留意して、適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度、関係職員及び所管課に改善又は検討を指導したので記述を省略した。

7 監査所見

各コミュニティセンター及び所管課に対する監査の所見は次のとおりである。

(1) コミュニティセンターへの所見

ア 地域ごとの特色ある活動への取り組みについて

監査対象のコミュニティセンターでは、まちづくり協議会と連携し、地域防災力の向上事業、コミセン祭りやニュースポーツ交流イベント事業、幸浦の丘プロジェクト事業など幅広く、コミュニティセンターの活性化やオリジナリティを創出するための活動をされている。

今後も、地域の拠点として各コミュニティセンターで、まちづくり協議会と連携・協力し、特色ある地域づくりを行われたい。

イ 備品等の管理について

各施設における備品の管理は、整理、整頓、清掃、清潔が行き届いており、利用しやすい状態であった。

一部の備品に備品ラベルの貼り付けがされていないものがあったが、引き続き適正な管理又は処分に努められたい。

ウ 地域ボランティアの安全確保等について

地域ボランティアによる施設敷地などの草刈りや樹木剪定作業については、刈払機などの使用機器の取扱説明書の遵守や保護具の装着など安全確保を呼び掛けるとともに、休憩、保険の対応、燃料費等の費用弁償等にも配慮されたい。

(2) 協働まちづくり課への所見

ア 会計処理について

袋井市準公金取扱基準に基づき、事務の効率化及び経費の縮減に主眼をおいた、適正な事務処理方法の検討をされたい。

イ 防犯カメラについて

各コミュニティセンターに設置されている防犯カメラについては、被写体となる不特定多数の個人のプライバシーに配慮することが必要なため、所管課により設置運用基準を作成し、各コミュニティセンターへ指導されたい。

ウ 適正な備品等の管理について

各コミュニティセンターの備品等の適正管理に努めるとともに、有効活用されるよう指示されたい。